

社会福祉法人マーシ園個人情報保護に関する規程

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当法人が行う個人情報の適正な取り扱いの確保に関する体制、基本ルールを策定し、保有する情報の利用目的の特定から、紛失、漏えい、改ざん等の防止に至まで、個人情報保護に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下の通りとする。

一 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。

また、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものも含む。

二 本人

個人情報によって識別される当法人の利用者、及び過去に利用していた利用者を指す。

三 個人データ

個人データベース等を構成する個人情報をいう。

(対象となる情報)

第3条 本規程で対象となる情報は、当法人で管理保管するすべての個人情報を指し、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当法人の全役職員に対して適用する。また、ボランティア、実習生等当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた、適切な取扱いを求めるものとする。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規定に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 当法人における個人情報管理責任者は、理事長とし職務を個人情報管理者に委嘱する。

2 個人情報管理責任者は、個人情報管理に関する監督を行うものとする。

(個人情報管理者)

第6条 当法人における個人情報管理者は、マーシ園授産ホーム園長、マーシ園療護ホーム園長とする。

2 個人情報管理者は、所属部門における個人情報管理に関する取組みを推進するものとする。

(個人情報管理委員会)

第7条 当法人における個人情報管理に関する意思決定機関として、個人情報管理委員会(以下委員会という)を設置する。

2 この委員会の委員は以下のとおりとする。

授産ホーム、個人情報管理者・職業指導部長・生活支援課長・生活支援員療護ホーム、個人情報管理者・福祉介護部長・生活支援員・生活相談支援員の8名とする。

3 この委員会に委員長を置き、個人情報管理責任者が任命する。

4 この委員会は、個人情報管理に関する当法人の取り組む計画立案、指示、及びセキュリティ対策等、必要な取組みを行う。

第3章 個人情報の適正な取扱いに係る責務

(個人情報保護に対する基本方針)

第8条 個人情報保護に関する当法人としての基本方針を別紙のとおり定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取扱い)

第9条 職員は、採用時に本規程等を遵守する旨の誓約書を法人に提出し、これらを遵守しなければならない。

(個人情報の取得)

第10条 個人情報の取得は、可能な限りその利用目的を特定し、利用目的に従って適切に行うものとする。

2 個人情報を取得する場合、書面により本人に対して利用目的を明示し、同意を得るようにするものとする。

3 利用目的達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

(個人情報の保管)

第11条 当法人で保管する個人情報は、その保管に十分な注意を払うものとする。

2 施錠管理、個人データに対する管理等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。

3 職員は情報管理者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは第三

者に提供してはならない。又個人データの漏えい等の事故が発生した場合における情報管理者への報告連絡体制の整備とともに、苦情処理体制との連携も図るものとする。

4 個人情報、法人の取引先や委託先に提供しなければならない場合は個人情報管理者の承認を得た上で、機密保持契約をしてこれを行うこと。また、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の第三者提供)

第12条 業務の遂行上、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに、予め個人情報管理者に報告して指示を受けなければならない。

(本人からの照合対応)

第13条 個人情報に関しては、本人の知り得る状態におくものとし、本人から開示を求められたときは、開示が難しい場合を除き、書面の交付により遅滞なく開示するものとする。

2 個人情報に関する本人からの問い合わせ、開示、訂正等の受付窓口は、両施設的生活支援員とする。

(個人情報の廃棄)

第14条 利用目的を達成し、また保管期限を過ぎた個人情報は速やかに廃棄すること。

2 廃棄にあたっては、外部漏えいしないよう、シュレッダー処理やデータ消去を施すものとする。

(教育)

第15条 個人情報管理者は、個人データの適切な保護が確保されるよう、管下のすべての職員に守秘義務の遵守及び個人情報保護に関する教育を行う。また、ボランティア実習生に対しても指導、監督しなければならない。

(監査)

第16条 個人情報管理責任者は、必要に応じて管理の適切性について監査するものとする。

2 監査の結果、改善部分があった場合は速やかに指示し、委員会が改善措置を行うものとする。

(本規程への違反)

第17条 本規程への違反が明らかになった場合には、当法人は就業規則の定めに従い違反を行った職員等を処分の対象とする。

(附則)

本規程は、平成17年4月1日より施行する。

